

国立大学法人千葉大学行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審査委員会)

第2条 法第114条の規定による審査は、国立大学法人千葉大学情報公開・個人情報保護委員会で行うものとする。

(手数料)

第3条 法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限り。）

2 法第118条第2項において準用する法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
(安全確保の措置)

第4条 法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置は、国立大学法人千葉大学個人情報管理規程に定めるところによる。

(事務)

第5条 行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。